

日本総合歯科学会学術奨励賞選考細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、日本総合歯科学会表彰規程第 9 条に基づき、本会の学術奨励賞選考の要項について定めることを目的とする。

(学会論文賞)

第 2 条 学会論文賞は、当該年度の本会機関誌に掲載された学術論文のうち、特に優れた論文の筆頭著者に授与する。

2 対象論文は、他学会などで未発表のものとする。

3 学会論文賞は年間 2 名を限度として授与する。

第 3 条 学会論文賞の選考は、編集査読委員会が推薦し、表彰委員会で審査する。

2 表彰委員会は前項の審査結果を理事会に答申する。

第 4 条 受賞者は本会会員であること。

第 5 条 学会論文賞の表彰は、当該年度の総会において行う。

(優秀口演賞)

第 6 条 優秀口演賞は、学術大会の優秀口演賞応募演題のうち、特に優れた筆頭発表者に授与する。

2 対象となる口演発表は、他の学会などで未発表のものとする。

3 優秀口演賞は年間 2 名を限度として授与する。

第 7 条 優秀口演賞への応募は、理事の推薦書(様式 1)を添えて応募する。ただし、理事不在の施設においては、表彰委員会委員長が推薦者となりうる。

2 応募の資格は、筆頭発表者が 35 歳以下で、本会会員、または、学術大会当日まで入会する者とする。

第 8 条 各学術大会で選考対象とする演題は 6 演題までとする。

2 応募数が超えた場合は、事前審査を行い、結果は応募者に通知する。

3 事前審査および学術大会における審査は、大会の都度、理事、評議員の中から 5 名の審査員を選出して行う。

4 学術大会における審査は、発表内容の学術的根拠、将来性、有効性(他施設での適応可能性)、独創性と発表の明確さ、質疑の的確さなど評価し、その結果をもとに審査員間で協議、決定して理事長に報告する。

第 9 条 優秀口演賞の表彰は、当該年度の学術大会期間中に行う。

(優秀若手ポスター賞)

第 10 条 優秀若手ポスター賞は、学術大会の症例発表ポスターのうち、特に優れた筆頭発表者に授与する。

2 受賞は最優秀若手ポスター賞 1 名、優秀若手ポスター賞 3 名程度とする。

第 11 条 優秀若手ポスター賞に応募する場合は、演題登録時に理事の推薦書（様式 2）を添えて、その旨を申し出る。ただし、理事不在の施設においては、表彰委員会委員長が推薦者となりうる。

2 若手優秀ポスター賞への応募資格は歯科医師免許取得後 3 年以内の者で、本会員、または、学術大会当日まで入会する者とする。

第 12 条 各学術大会で選考対象とするポスターは、概ね 20 演題までとして、最終的には学術大会長が決定する。

2 募集する演題数は、演題募集要項に明示する。

3 応募数が超えた場合は、各施設からの演題数が偏らないように、大会事務局から推薦理事に調整を依頼する。

4 審査員は概ね 10 演題につき、5 名の理事、評議員に、学術大会の都度、大会事務局から依頼する。

5 審査は抄録の内容、ポスターの内容(症例発表では診査・診断から治療計画までの妥当性、治療内容から術後管理までの臨床的意義)、ポスターのアピール度、プレゼンテーション、質疑の的確さなどを評価する。

6 優秀若手ポスター賞は審査結果をもとに、大会長が決定する。

第 13 条 優秀若手ポスター賞の表彰は、当該年度の学術大会期間中に行う。

(その他)

第 14 条 この細則の改正は、表彰委員会で協議のうえ、理事会の議を経て行う。

附 則

1. この規則は、平成 28 年 11 月 28 日から施行する。
2. この規則は、平成 29 年 11 月 5 日から施行する。